

指定給水装置工事業者 指定更新時確認事項

奈良市公営企業管理者

氏名又は名称 株式会社 奈良水道設備
 郵便番号 630-8001
 住 所 奈良市法華寺町264-1
 代表者氏名 代表取締役 水道 なみか
 電話番号 0742-34-5200

①提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している
 指定給水装置工事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講）	今回の更新申請では記載不要です	可・不可
受講（20）		
(未受講の場合、その理由) … 公表対象外		

不可の場合、ホームページを含め公開の対象としない（以下同じ）

②指定給水装置工事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応できる場合は、修繕時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可）	
休業日： 日曜、第2,4水曜 12/29～1/3 お盆(3日程度)	営業日： 月曜～土曜 営業時間： 8:00 ～ 17:00 修繕受付時間： 8:00 ～ 17:00 修繕対応時間： 8:00 ～ 17:00 (17時以降は要相談)
修繕対応可能な場合記入	
漏水修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可） (該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> 対応不可 ・ その他 ()	
対応工事種別（新設・改造等）：該当部に○をつけてください。（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可）	
配水管からの分岐～水道メーター	(<input checked="" type="checkbox"/> 新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 改造)
水道メーター～宅内給水装置	(<input checked="" type="checkbox"/> 新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 改造)
必要に応じ、その他欄に夜間休日対応等の詳細記入	
その他（公表： <input type="checkbox"/> 可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可）	
緊急連絡先： 123-4567-7890	メールアドレス： abcd@efgh.ij.kl

連絡体制強化のため、緊急連絡先やメールアドレスを記入願います。

※公表には、ホームページの掲載を含みます
 ※業務内容に

ホームページへの掲載を希望しない場合はチェック欄にレ点

ホームページの指定給水装置工事業者リストへの掲載を希望しない。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を得る機会を確保すること

研修受講実績がない場合はチェック欄にレ点

現在のところ給水装置工事主任技術者等の研修受講実績がない

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 なみか	給水工事振興財団 e-ラーニング	〇〇年〇〇月〇〇日
奈良 鹿男	自社内研修「〇〇に関する業務研修」	〇〇年〇〇月〇〇日

e-ラーニング、現地研修会を受講した場合、修了証の写しを添付してください

自社内研修の場合、研修内容を記入してください（受講を証明する書類は不要です）

上記内容の公表の可否（公表にはホームページ等への掲載を含みます。）
 * 受講者名は公表の対象ではありません。 (公表: 可 · 不可)

※外部研修については、（公益社団法人給水工事技術振興財団主催のe-ラーニング研修、水道事業体主催の指定給水装置工事事業者講習会等）受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる

技術を有する者の状況

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事す

工事を施行しない場合はチェック欄にレ点



「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

下の※以下の説明をもとに記入し、必要書類を添付してください。

過去1年

を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
水道 なみか	○	○	講習会修了者	R2
奈良 鹿男	○	○	検定会合格者	R2
若草 太郎	○	×	—	R3

資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

上記内容の公表の可否（公表にはホームページ等への掲載を含みます。）

*技能を有する者の氏名は公表の対象ではありません。 (公表： 可 ・ 不可)

※以下に示す保有資格等（赤字下線部のみ）を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた 配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する 配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の 配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。